

18 退職するとき

(1) 退職手当

◀ 県 ▶

○ 支給要件

退職手当は、県費負担の常勤職員で6月以上勤務し退職した者に支給します。

また、フルタイムの会計年度任用職員については、原則、勤務した日（週休日、祝日、欠勤等は含まない）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えて退職した場合、支給対象となります。

なお、60歳以降に退職する方は、「60歳以降の働き方について（令和4年12月山口県教育委員会）_令和5年11月改定」をご参照ください。

項目	給付内容	提出書類	様式集
〔退職理由〕 ・自己都合退職 ・定年退職(*3) ・公務外傷病による退職等	退職手当＝ 退職時の給料月額×支給率(*1) ＋退職手当の調整額(*2)	・退職手当受給調書 2部	P70
〔退職理由〕 ・応募認定退職（一号） 勤続20年以上かつ年齢が45歳以上59歳以下で認定を受けた者は、定年前早期退職に係る特例措置が適用される。(*4)	退職手当＝ 退職時の給料月額×{1+(0.03)×(60歳－退職する年度末年齢)} ×支給率(*1)＋退職手当の調整額(*2)	・退職後動静申立書 1部 ・退職所得の受給に関する申告書 1部	P71 P72
〔退職理由〕 ・公務外死亡による退職 ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。	退職手当＝ 退職時の給料月額×支給率(*1) ＋退職手当の調整額(*2)	・死亡退職用の退職手当受給調書 2部 ・戸籍謄本（原本） 1部 ・死亡診断書（死体検案書）（コピー可） 1部 ・個人番号等確認書類の提出用紙（死亡退職用） 1部	P74 P75
〔退職理由〕 ・公務上死亡・傷病による退職 勤続20年以上で年齢が45歳以上59歳以下の者は、定年前早期退職に係る特例措置が適用される。 ※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。	退職手当＝ 退職時の給料月額×{1+(0.03)×(60歳－退職する年度末年齢)} ×支給率(*1)＋退職手当の調整額(*2) * 60歳以上の者にも特例措置が適用される 60歳以上の者は一律2%の割増		
〔退職理由〕 ・上記以外の退職	※該当者がある場合は給与厚生課へご連絡ください。		

*1 別表1参照

*2 別表2参照

*3 60歳に達した後の退職を含む。給付内容については、「60歳以降の働き方について（令和4年12月山口県教育委員会）_令和5年11月改定」を参照。

*4 任命権者において募集が行われる場合、募集の対象範囲等は募集実施要項を参照。

- ① 勤続期間は、職員として引き続いた在職期間をいい、休職期間はその1/2期間を除算する。（育児休業は1/3期間を除算する場合がある。専従休職期間は全期間除算する。）
- ② 在職期間は月を単位として計算し、1日でも在職していれば1月と計算する。また、その期間に年未満の月数等がある場合は切り捨てる。
- ③ 職員が退職した日の翌日に、引き続いて他の地方公務員等となり山口県の勤続期間が通算される場合は、山口県の職員としての退職手当は支給しない。
- ④ 再任用職員は退職手当支給の対象職員ではない。

別表1

● 退職手当支給率一覧表【平成30年3月20日以降：調整率83.7/100】

退職事由 勤続期間・年	自己都合	災害期間・ 傷病・ 病了・ ・ 募 公事認定 務外都 死亡・ 等 勤・	（公務外 通勤災害 傷病を 除く）	公務上・ 公務上・ 傷病・ 死亡・ 病 ・ 認定 （二 号） ・
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555
2	1.0044	1.674	1.674	2.511
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665
4	2.0088	3.348	3.348	5.022
5	2.511	4.185	4.185	6.2775
6	3.0132	5.022	5.022	7.533
7	3.5154	5.859	5.859	8.7885
8	4.0176	6.696	6.696	10.044
9	4.5198	7.533	7.533	11.2995
10	5.022	8.37	8.37	12.555
11	7.43256	11.613375	9.2907	13.93605
12	8.16912	12.76425	10.2114	15.3171
13	8.90568	13.915125	11.1321	16.69815
14	9.64224	15.066	12.0528	18.0792
15	10.3788	16.216875	12.9735	19.46025
16	12.88143	17.890875	14.3127	20.8413
17	14.08671	19.564875	15.6519	22.22235
18	15.29199	21.238875	16.9911	23.6034
19	16.49727	22.912875	18.3303	24.98445
20	19.6695	24.586875	19.6695	26.3655
21	21.3435	26.260875	21.3435	27.74655
22	23.0175	27.934875	23.0175	29.1276
23	24.6915	29.608875	24.6915	30.50865
24	26.3655	31.282875	26.3655	31.8897
25	28.0395	33.27075	28.0395	33.27075
26	29.3787	34.77735	29.3787	34.77735
27	30.7179	36.28395	30.7179	36.28395
28	32.0571	37.79055	32.0571	37.79055
29	33.3963	39.29715	33.3963	39.29715
30	34.7355	40.80375	34.7355	40.80375
31	35.7399	42.31035	35.7399	42.31035
32	36.7443	43.81695	36.7443	43.81695
33	37.7487	45.32355	37.7487	45.32355
34	38.7531	46.83015	38.7531	46.83015
35	39.7575	47.709	39.7575	47.709
36	40.7619	47.709	40.7619	47.709
37	41.7663	47.709	41.7663	47.709
38	42.7707	47.709	42.7707	47.709
39	43.7751	47.709	43.7751	47.709
40	44.7795	47.709	44.7795	47.709
41	45.7839	47.709	45.7839	47.709
42	46.7883	47.709	46.7883	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709

退職手当の調整額

別表 2

● 退職手当の調整額に関する職員の区分（職務の級）について

調整額の区分		第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
調整月額（円）		65,000	59,550	54,150	43,350	32,500	27,100	21,700	0
行政	H18.3まで	11	10	9	8	7	6	5・4	3・2・1
	H18.4から	9	8	7	6	5	4	3	2・1
現業 （※注）	H18.3まで	—	—	—	—	—	2	2・1	1
	H18.4から	—	—	—	—	—	5	4	3・2・1
海事	H18.3まで	—	—	—	6	5	4	3	2・1
	H18.4から	—	—	—	6	5	4	3	2・1
研究	H18.3まで	—	5(管2種・役20%)	5(管2種)	5	4	3	2(専門研究員)	2・1
	H18.4から	—	5(管2種・役20%)	5(管2種)	5.4(役15%)	4(役10%)			
医療 （二）	H18.3まで	—	—	—	7・6	—	5	4・3	2・1
	H18.4から	—	—	—	7・6	—	5	4・3	2・1
教育 （一）	H18.3まで	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管3種・5種)	3(管6種)・ 2(役10%)	2(役5%)	2・1
	H18.4から	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管3種・5種)			
教育 （二）	H18.3まで	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管5種)	3(管6種)・ 2(役10%)	2(役5%)	2・1
	H18.4から	—	4(役20%)	4(管3種・4種)	4(管5種)	3(管5種)			

※ 管：管理職手当区分（平成18年度まで：2種=20%、3種=16%、4種=14%、5種=12%、6種10%）

※ 役：期末手当の役職段階別加算率

※（注）現業職の調整額の区分について、第6号区分は20,850円、第7号区分は16,700円となります。

なお、勤続24年以下の場合の第7号区分は0円となります。

退職手当の調整額は、職員の在職期間の職務の級に応じて調整額の区分を決定し、その調整月額の高い方から60月分の合計額を調整額とします。

職務の級に応じた調整額の区分は、上表のとおりです。

なお、勤続9年以下の自己都合退職は調整額は支給されません。

また、勤続4年以下の退職者及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者については2分の1の額となります。

(2) 任意継続組合員制度

◀ 共済組合 ▶

任意継続組合員制度とは、退職後も所定の掛金を納めることにより、引き続き共済組合員の資格を得ることができ、医療給付をはじめ、在職中とほぼ同様の短期給付(※)を受けることができる制度です。

現職の退職時だけでなく、再任用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員で共済組合員であった方が退職する場合にも加入することができます。

※ 「休業手当金」、「育児休業手当金」、「育児休業支援手当金」、「介護休業手当金」、「育児時短勤務手当金」、「出産手当金」、「傷病手当金」、「傷病手当金附加金」は支給対象外。(「出産手当金」及び「傷病手当金」については、退職による資格喪失後の給付を受ける場合は除く。)

加入資格	退職の日の前日までに引き続き1年以上(1年と1日以上)組合員であった者で、次に該当する者 ① 他の健康保険に加入しない者 ② 家族の健康保険の被扶養者にならない者
加入期間	退職日の翌日から2年を限度とする期間
申出期限	退職の日から起算して20日以内
掛金の額	短期任意継続掛金と介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の者が対象)の2つがあり、掛金の額は、「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」×「掛金率」で算定します。 「掛金の算定基礎となる標準報酬月額」は、次の①又は②のいずれか低い額となります。 ① 退職時の標準報酬月額 ② 前年度9月30日現在における全組合員の標準報酬月額
掛金の払込方法	次の2つのいずれかを選択することができ、申出時に指定された本人の預金口座からの引落としとなります。 ① 一括払い(前納) 1年分の掛金を一括して引落とし。年4.0%の複利原価率での割引あり。 ② 各月払い 毎月21日(休日の場合は翌営業日)に翌月分の掛金を引落とし。 ※ 任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過分・過払い分の掛金は還付します。ただし、加入した月と同じ月に資格を喪失した場合は、その月の掛金は徴収します。
払込期限	初めての払込み：退職の日から起算して20日以内 2回目以降の払込：継続しようとする月の前月まで
資格喪失	次のいずれかに該当する場合は、任意継続組合員の資格を喪失します。 ① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき ② 死亡したとき ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき ④ 再就職し、公立学校共済組合の組合員になるとき ⑤ 再就職し、他の健康保険制度に加入したとき ⑥ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出たとき (家族の健康保険の被扶養者になる場合や国民健康保険に加入する場合など)
提出書類	① 任意継続組合員申出書兼任意継続掛金の預金口座振替申込書(様式集(任)-1) ※ 銀行で口座番号の確認を受けた後、所属所経由で共済組合に提出。 ② 公立学校共済組合任意継続掛金の預金口座振替依頼書(様式集(任)-2) ※ 銀行に提出。 ③ 被扶養者申告書(様式集(任)-5-1又は(任)-5-2) ※ 退職日に共済組合の被扶養者として認定を受けている家族がいる場合、継続認定、取消しのいずれの場合にも提出が必要。

注) 年度末退職に限り、申出期限や掛金の払込方法、払込期限等、上表と一部異なる取扱いとされているものがあります。

詳細は、退職事務説明会資料を参照してください。

(3) 退職後の諸給付（資格喪失後の給付）

《 共済組合 》

次の給付については、組合員資格喪失後も受けることができます。

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・ 出産費 500,000円</p> <p>※ 産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合は488,000円</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職後（任意継続組合員資格喪失後を含む。）6か月以内に出産した場合に支給する。 ただし、退職後、出産するまでに他の組合の組合員又は健康保険の被保険者となった場合は支給しない。</p>	<p>《直接支払制度利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費等請求書 ・ 出産費等内払金支払依頼書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用の内訳を記した明細書（写） ・ 合意文書（写） 	P28 P28-3
	<p>《受取代理制度利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金等支給申請書 ※ 出産予定日の2か月前に提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子健康手帳（写） 	
	<p>《上記制度利用無し》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費等請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用の内訳を記した明細書（写） 	P28
<p>・ 出産手当金</p> <p>以下の期間の1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額 出産予定日前42日（出産予定日後に出産した場合もその期間支給。多胎妊娠の場合は98日）から出産の日以後56日までの期間。 ただし、土曜日、日曜日は除く。</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職後（任意継続組合員になった場合も含む。）に出産手当金の支給要件を満たしている場合に支給する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産手当金請求書 	P31
<p>・ 傷病手当金</p> <p>給付期間（1年6月間）が満了するまで、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する金額</p> <p>[要件] 1年以上組合員であった者が退職時（任意継続組合員になった場合も含む。）に傷病手当金の支給要件を満たしている場合に支給する。 任意継続組合員の資格を取得後に発した傷病は除く。</p> <p>(注) 老齢厚生年金又は傷病手当金と同一の傷病により障害厚生年金を受給される場合は、傷病手当金と当該年金額との差額が支給されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病手当金請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診断書（写） ・ 出勤簿（写） ・ 履歴書（写） <p>※初回請求時のみ ※履歴書がない場合は任用期間分の出勤簿（写）</p>	P30
<p>・ 埋葬料 50,000円</p> <p>[要件] 組合員であった者が退職後（任意継続組合員資格喪失後を含む。）3か月以内に死亡したときに支給する。 ただし、退職後、死亡するまでに他の組合の組合員又は健康保険の被保険者となった場合は支給しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋葬料請求書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋火葬許可証（写） <p>※請求者が被扶養者以外の者である場合は、埋葬（葬儀）に要した費用に関する書類（写）</p>	P29

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額

※ 標準報酬日額 …… 支給日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均額×1/22
(1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

(4) 互助会給付等

≪ 互 助 会 ≫

1 全会員対象事業

給付内容	提出書類	添付書類	様式（ホームページ）
・退職生業資金 毎年度3月分の給料月額 \times 1/100に相当する額に12を乗じた合計額（掛金相当額）に退会日の属する年度に適用される給付率を乗じた額を給付	・退職生業資金請求書		様式一覧 （給付、厚生事業）
・結婚祝金 40,000円 会員期間3年以上の者が婚約が決まり退職したときに給付 ※再婚の場合も給付対象	・結婚祝金請求書	・結婚証明書	

2 退職互助部制度

(1) 退職会員（特別会員、配偶者会員）となる場合の資格要件

区分	正規職員	臨時的任用職員等																																									
年齢要件	現職会員が55歳以上で退職するとき	一般会員が55歳以上で退職するとき																																									
提出書類	特別会員・配偶者会員 資格取得届 （様式一覧（退職互助部加入、脱退））	臨時的任用職員等 特別会員・配偶者会員 資格取得届 （様式一覧（退職互助部加入、脱退））																																									
規定掛金	30年間（360月） 退職時にその月数に満たない場合は、下表の区分に応じ、一括納入 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>必要納入月数</th> <th>不足月数×下記の掛金月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">55歳～60歳</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> <td>退職月の給料月額\times3/1000</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> <td>（退職月の給料月額\times70/100） \times3/1000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">61歳以降</td> <td>36～60歳までの間</td> <td>300月</td> <td>（退職月の給料月額\times100/70） \times3/1000</td> </tr> <tr> <td>61～65歳までの間</td> <td>60月</td> <td>退職月の給料月額\times3/1000</td> </tr> </tbody> </table> 退職時の給料月額に該当する等級の掛金額を一括納入 （一括払掛金額等級表） <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>給料月額（退職時）</th> <th>掛金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>160,000円未満</td><td>331,200円</td></tr> <tr><td>2</td><td>160,000円以上200,000円未満</td><td>340,800円</td></tr> <tr><td>3</td><td>200,000円以上240,000円未満</td><td>350,400円</td></tr> <tr><td>4</td><td>240,000円以上280,000円未満</td><td>360,000円</td></tr> <tr><td>5</td><td>280,000円以上320,000円未満</td><td>369,600円</td></tr> <tr><td>6</td><td>320,000円以上360,000円未満</td><td>379,200円</td></tr> <tr><td>7</td><td>360,000円以上</td><td>388,800円</td></tr> </tbody> </table>		区分	必要納入月数	不足月数×下記の掛金月額	55歳～60歳	36～60歳までの間	300月	退職月の給料月額 \times 3/1000	61～65歳までの間	60月	（退職月の給料月額 \times 70/100） \times 3/1000	61歳以降	36～60歳までの間	300月	（退職月の給料月額 \times 100/70） \times 3/1000	61～65歳までの間	60月	退職月の給料月額 \times 3/1000	等級	給料月額（退職時）	掛金額	1	160,000円未満	331,200円	2	160,000円以上200,000円未満	340,800円	3	200,000円以上240,000円未満	350,400円	4	240,000円以上280,000円未満	360,000円	5	280,000円以上320,000円未満	369,600円	6	320,000円以上360,000円未満	379,200円	7	360,000円以上	388,800円
区分	必要納入月数	不足月数×下記の掛金月額																																									
55歳～60歳	36～60歳までの間	300月	退職月の給料月額 \times 3/1000																																								
	61～65歳までの間	60月	（退職月の給料月額 \times 70/100） \times 3/1000																																								
61歳以降	36～60歳までの間	300月	（退職月の給料月額 \times 100/70） \times 3/1000																																								
	61～65歳までの間	60月	退職月の給料月額 \times 3/1000																																								
等級	給料月額（退職時）	掛金額																																									
1	160,000円未満	331,200円																																									
2	160,000円以上200,000円未満	340,800円																																									
3	200,000円以上240,000円未満	350,400円																																									
4	240,000円以上280,000円未満	360,000円																																									
5	280,000円以上320,000円未満	369,600円																																									
6	320,000円以上360,000円未満	379,200円																																									
7	360,000円以上	388,800円																																									
配偶者	配偶者が加入する場合は、特別会員と同額の掛金額を一括納入																																										
適用事業	別表の事業一覧参照																																										

(2) 退職会員とならない場合（本務者：現職会員が55歳未満で退職するとき等）

給付内容	提出書類	様式（ホームページ）
・脱退一時金 ① 現職会員が退職（退会）し退職会員とならない場合は、現職会員期間中に納入した掛金相当額を給付 ② 現職会員が死亡した場合、遺族に現職会員期間中に納入した掛金相当額を給付	・脱退一時金請求書	様式一覧 （退職互助部加入、脱退）

【別表】 退職互助部 事業一覧

(注) 事業内容は年度によって変更する場合があります。

新制度会員 R5. 4. 1以降 の退職者		旧制度会員 R5. 3. 31以前 の退職者		
-----------------------------	--	------------------------------	--	--

事業名	事業内容	新制度会員		旧制度会員			申請要否		
		特別会員	配偶者会員	特別会員	加入配偶者	遺族会員			
給付事業	療養補助金	対象期間中に医療機関で診療を受けたとき、保険適用分の自己負担相当額に 応じて給付(100円未満切捨) <u>2万円上限/1申請単位</u>							
		○	○	/			要		
		【対象期間】 55～85歳に達する日の前日までの間 【給付額】 2,000円控除×80%							
		【対象期間】 75歳に達する日の前日までの間 【給付額】 特別会員 … 2,000円控除×80% 加入配偶者 … 3,000円控除×50% 遺族会員		○	○	○	要		
	入院見舞金	75歳から85歳に達する日の前日までの間に引き続き5日以上入院したとき、入院初日から1日につき1,000円を給付 (R4. 10. 1入院分から対象。年度内14日を限度)		○	-	-		要	
	埋葬料	退職会員となった日から4年以内に死亡した場合に給付(20,000～100,000円)		○	○	/			要
	退職会員となった日から3年以内に死亡した場合に給付(30,000～70,000円)		○	-	-				
退会給付金	退職会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付(10,000～100,000円)		○	○	/			要	
長寿祝品の贈呈	米寿及び白寿に該当する場合、記念品料を贈呈(米寿10,000円、白寿20,000円)		○	○	○	-	-	-	
福利厚生事業	地区活動運営費助成	会員相互の親睦と交流を図るために開催される地区集会等の地区活動に要する経費の一部を補助		○	○	○	-	○	-
	退職互助部だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行(毎年4月下旬発行)		○	○	○	-	○	-
	グループ補助	親睦を図るために構成されたグループや趣味の会に対し補助(10,000円～50,000円)		○	○	○	○	○	要
	セントコア山口宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、一人一泊につき2,000円補助(3連泊を限度) ※共済組合の宿泊補助との併用不可(共済の補助優先)		○	○	○	○	○	-
	献花の贈呈	葬儀の際、理事長(山口県教育委員会教育長)名で15,000円相当の弔花をお贈りする。 葬儀後は、遺族へ献花料(5,000円)を送金。		○	○	○	○	○	要
	災害見舞金	被災した場合に見舞金を給付(10,000～50,000円)		○	○	○	-	○	要
	人間ドック補助	指定する検診機関で人間ドックを受けた場合、補助(泊ドック10,000円、日帰りドック5,000円)		○	○	○	-	-	要
	会員証割引事業	全国教職員互助団体協議会の会員証を提示し、全国各地のレジャー施設、宿泊施設、温泉施設等で割引特典を受けることができる。		○	○	○	○	○	-
	名秀作展入館補助	指定する展覧会の入館料を一部補助(入館料の60%程度 限度額400円)		○	○	○	○	○	-
	教職員相談室の利用	職場、家庭、法律、経済、その他一身上の問題や結婚相談等に2名の相談員が応じる。 (内容によっては、顧問弁護士による相談も可能)		○	○	○	○	○	-